

答弁書第一〇三号

内閣参質一六八第一〇三号

平成二十年一月十一日

内閣総理大臣 福田康夫

参議院議長江田五月殿

参議院議員峰崎直樹君提出検察官の行う「証人テスト」に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員峰崎直樹君提出検察官の行う「証人テスト」に関する再質問に対する答弁書

一及び二の1について

お尋ねについては、現在公判係属中の事件にかかる事柄でもあり、答弁は差し控えたい。

二の2について

検察当局においては、証人が体験した事実、記憶状況、表現能力等について十分確認するなどして、いわゆる証人テストを適切に実施しているものと承知しているが、一般論としては、仮に不当な証人テストが実施されることにより証言の信用性に問題があると疑われる場合には、被告人側の反対尋問を含め、証人尋問において、その経緯等が吟味されるものと承知しており、御指摘のように「被告人の反対尋問権を奪い去っている」ものとは考えていない。

